

令和2年度第3回豊山町地域公共交通会議議事録（要旨）

1 開催日時 令和3年2月8日（月）10時15分～11時15分

2 開催場所 豊山町役場2階 会議室2

3 出席者

（1）豊山町地域公共交通会議委員出席者

豊山町長	鈴木 邦尚
あおい交通株式会社代表取締役社長	松浦 秀則
名鉄バス株式会社運行本部運行部運行課長	吉岡 実
名古屋市交通局営業本部自動車部管理課主幹	中根 純
公益社団法人愛知県バス協会専務理事	小林 裕之
豊山町老人クラブ連合会元地区役員	伊藤 千歳
豊山町心身障害者福祉協会役員	河村 君枝
中部運輸局愛知運輸支局首席運輸企画専門官	鈴木 隆史
あおい交通株式会社運行課長	工藤 彰郎
西枇杷島警察署交通課警部補	藪内 大輔
愛知県都市整備局交通対策課担当課長 (代理 課長補佐)	澤木 徹
名古屋大学大学院環境学研究科附属持続的共 発展教育研究センター教授	石川 貴康
名古屋市住宅都市局都市計画部交通企画課長 (代理 主査)	加藤 博和
三菱重工業株式会社名古屋航空宇宙システム 製作所総務法務部名古屋総務グループ 渉外担当課長	藤井 由佳
小牧市都市政策部都市政策課長	内藤 清和
豊山町産業建設部長	小形 浩
	川島 充裕
	堀尾 政美

18名中17名出席

（2）豊山町地域公共交通会議委員欠席者

愛知県尾張建設事務所維持管理課長	増岡 浩仁
------------------	-------

（3）事務局

豊山町理事	田上 健治
豊山町産業建設部産業・都市政策課長	中川 徹
豊山町産業建設部産業・都市政策課主事	浅野 裕也
北名古屋市防災環境部防災交通課課長補佐	法月 正充（説明員）

4 議 題

報告事項

- (1) 本町における地域公共交通の現況について
- (2) あおい交通(株)空港直行バス（勝川-空港線）のバス停新設について

協議事項

- (1) とよやまタウンバス運行ルートの変更について
- (2) きたバス運行経路見直しによる豊山町への乗り入れについて

その他

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正について

5 会議資料

- 資料 1 本町における地域公共交通の現況について
- 資料 2 あおい交通(株)空港直行バス（勝川-空港線）のバス停新設について
- 資料 3 とよやまタウンバス運行ルートの変更について
- 資料 4 きたバス運行経路見直しによる豊山町への乗り入れについて
- 資料 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正について

6 議事内容

(開 会)

司会（課長）： 定刻となりましたので、令和2年度第3回豊山町地域公共交通会議を開催します。それでは、本会議の会長でもあります、鈴木邦尚町長より、ごあいさつ申し上げます。町長よろしく申し上げます。

(町長あいさつ)

町 長： 本日は、大変お忙しい中、令和2年度第3回豊山町地域公共交通会議に御出席いただき、誠にありがとうございます。

日頃から、本町の公共交通施策をはじめ、行政各般にわたり、御理解や御支援をいただいております。この場をお借りして厚く感謝申し上げます。

また、豊山町の公共交通であるタウンバスをはじめ、名鉄バス、名

古屋市交通局の運行事業者の皆様におかれましては、万全なる感染症防止対策を講じながら地域公共交通を守っていただき誠にありがとうございます。

豊山町は本年度より第5次総合計画が始まっており、その策定にあたり、住民の方の色々なご意見をいただく中で、やはり豊山町といえれば公共交通が鍵となってまいります。行政としては、住民の皆様のご意向に沿えるよう最大限の努力を行っていく必要がありますので、私の最重点事項ともいえます。今後、公共交通のさらなる利便性の実現に精一杯努力していきたいと考えておりますので、関係各位の皆様にはこの場にてご理解とご協力をお願い致します。

さて、本日の課題としましては、報告事項2点と協議事項2点です。まず、報告事項として、「本町における地域公共交通の現況について」、「あおい交通(株)空港直行バス（勝川-空港線）のバス停新設について」でございます。

また、協議事項としましては、「とよやまタウンバスルート変更について」、「きたバス運行経路見直しによる豊山町への乗り入れについて」でございます。

安全で利便性の高い地域公共交通ネットワークを形成するため、委員の皆様を活発な議論や意見交換が行われることをお願い申し上げ、私からのあいさつとさせていただきます。

本日はよろしくお願ひ致します。

司会（課長）： 本日は、尾張建設事務所の増岡様におかれましては、ご欠席との連絡をいただいております。また、愛知県都市整備局交通対策課担当課長の澤木様の代理としまして石川様、名古屋市住宅都市局の藤井様の代理としまして内藤様にご出席いただいておりますことをご報告申し上げます。

（資料の確認）

司会（課長）： それでは本日の資料のご確認をお願い致します。

- ① 次第
- ② 名簿
- ③ 配席図
- ④ 資料1 本町における地域公共交通の現況について
- ⑤ 資料2-1 あおい交通(株)空港直行バス（勝川-空港線）

のバス停新設について

- ⑥ 資料 2-2 あおい交通(株)空港直行バス（勝川-空港線）
ダイヤ表
- ⑦ 資料 2-3 あおい交通(株)空港直行バス（勝川-空港線）
運賃表
- ⑧ 資料 3-1 とよやまタウンバスルート変更について
- ⑨ 資料 3-2 とよやまタウンバスルート別順路
- ⑩ 資料 3-3 とよやまタウンバスルート別ダイヤ表
- ⑪ 資料 3-4 とよやまタウンバスルート別運賃表
- ⑫ 資料 3-5 新設等停留所写真
- ⑬ 資料 4 令和 3 年度改定きたバス路線図案
- ⑭ 参考 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の
改正について

司会（課長）： ありがとうございます。資料に不足などがありましたら、担当が資料をお持ちしますので挙手にてお知らせ願います。

（会議公開）

司会（課長）： また、本会議は豊山町地域公共交通会議設置要綱の第 5 条第 5 項に、会議は、原則として公開するとございます。会議の議事録などについて、本町のホームページ等で公開させていただきますので、ご承知おきいただきますようお願い致します。

（会議成立の確認）

司会（課長）： 本日の会議は、委員の 2 分の 1 以上の方に出席いただいておりますので、設置要綱第 5 条第 2 項の規定により会議は成立しています。では、議題に入ります。設置要綱第 5 条第 4 項に会議の議長は、会長がこれにあたりとありますので、以後の進行につきまして、会長よろしくお願い致します。

（報告事項）

会 長： それでは議事を進めさせていただきます。はじめに報告事項が
ございます。事務局から一括して報告させます。

事務局（課長）：※ 資料1に基づき説明

会 長： ただいまの報告について、委員の皆様からご質問などはありますでしょうか。

委 員： （質問なし）

会 長： ないようですので、次に、報告事項（2）あおい交通株式会社空港直行バス（勝川-空港線）のバス停新設についてあおい交通様よりご説明お願い致します。

A 委 員：※ 資料2に基づき説明

会 長： ただいまの報告について、委員の皆様からご質問などはありますでしょうか。

委 員： （質問なし）

会 長： このバス停の新設によって、町民の皆様などバス利用者の皆様の利便性が向上されると思っております。この報告事項については、意見がないようですので、次に、協議事項に移ります。（1）とよやまタウンバス運行ルートの変更について事務局から説明させます。

（協議事項）

事務局（課長）：※ 資料3に基づき説明

会 長： ただいまの説明について、委員の皆様からご意見やご質問はありますでしょうか。

B 委 員： 資料3-1、4枚目裏面の、路線延長区間につきまして左折をして細い道路に入ってから、右折して北向きに青山高添の交差点に進行し、さらに青山高添の交差点を右折して東進していくと思います。この左折時に道路幅員が6mしかないことと、その道路を右折した先の交差点は直進レーンと右折レーンがありタウンバスは車体が7mあり、

右折してから交差点までは9 mほどしかないので、直進レーンの方にはみ出て止まるか、南進のレーンにバスのお尻が出て止まる形ではないと右折レーンに止まれないのではないかと思います。こちらの変更をする際は実車を用いて検証していただきたいと思いますが、検証はされましたか。

もう一つ、南ルートは青山高添の2つあるバス停のうちどちらに泊まりますか。歩行者の無駄な横断を生みたくないという思いがありまして、もしどちらかしか止まらないということであれば、案内表示をしていただきたいです。

事務局（課長）： バス停につきましては、現在道路の北側に設置してありますとよやまタウンバス北ルート（北部市場東行き）のみに南ルートを併設致します。

A 委員： 実車につきましては、一度実走しまして運行は可能という判断を致しました。

B 委員： 警察の方にも確認はいただいているという理解でよろしいですか。

C 委員： 警察としても、愛知運輸支局さんと同じことを質問致しまして、同じ回答でしたので、赤信号の時は右折しないようにと指導致しました。

B 委員： そのような条件で運行いただけると理解致しました。

副会長： 南ルートですが、今回の変更に伴い1便減便しています。全体として繰り上げとなっているので、通勤通学で使用している方に影響がないか確認はされましたか。

もう一点は、青山高添の夜 17:36 分以降は名古屋栄行も、航空館 boon 行きも止まらないことになっていることについてです。名古屋栄行は運行上遅延を回避するため難しいとしても、18:25 分以降の航空館 boon 行の青山高添で下車される方はいるのではないかと思いますので、下車出来るようにした方がいいのではないかと感じます。これをしないと青山高添バス停を利用した方が朝通勤で乗車したのに、帰宅時には下車できないということになります。豊山町さんはどのよう

に考えていらっしゃるでしょうか。

事務局（課長）：ダイヤについてですが、通勤通学時間については、少し早くなりますが、対応できるのではないかと考えております。

夜17：36以降の航空館boon行については、名古屋栄行と同じように考えておりましたが、一度検討させていただいて変更が生じる場合にはまた協議をさせていただくことになると思います。

会長：ダイヤについては一度検討させていただきたいと思います。他にご質問はありませんか。

委員：（質問なし）

会長：ないようですので、次に、協議事項（2）きたバス運行経路見直しによる豊山町への乗り入れについて、北名古屋市様からご説明お願い致します。

北名古屋市：※ 資料4に基づき説明

会長：ただいまの説明について、委員の皆様からご意見やご質問はありますでしょうか。

D 委員：協議事項にあわせましてですが、（1）では豊山町さんのタウンバスの変更、（2）では北名古屋市さんのきたバスの変更ということで、小牧市のこまき巡回バス「こまくる」と合わせまして3市町が同じところにバス停を置いて連携を図ることが出来るということで今回の変更は大変利便性のよいものとなったと考えております。

今後の利用者の利用状況や声を聴きながらさらに利便性が向上するように可能な限りダイヤを調整させていただければと考えておりますので、よろしくお願い致します。

副会長：青山高添でのダイヤ調整は可能でしたら実施していただくことが好ましいと思います。実際調整をしようと思うととても大変なことになると思いますので、例えば午前中に1便、午後に1便合うように調整していただけるとよいかなと思います。いずれにせよ、3市町が連結することはとてもインパクトが強いことだと思いますので、告知

をした方が効果があると思います。

このようなことを実施すると、乗り継げるのではないかという声が出ますが、コミュニティバスの特性上、他市町との乗り継ぎはなかなか考えづらいので、たくさんのバスが青山高添に発着するということをアピールするといいいと思います。ただ1つ注意が必要な駐輪問題があります。街中ではないので、バス停まで自転車で来ることが容易に想定されますので、将来的には駐輪場の設置も考えなければならないと思います。

会 長： 他に何か質問等はありませんか。

委 員： (質問なし)

会 長： それでは、きたバス運行経路見直しによる豊山町への乗り入れについては、原案どおりとさせていただきます。

会 長： それでは、本日予定しておりました報告事業、協議事項のすべてを終えることができました。ご協力ありがとうございました。それでは事務局にお返し致します。

司会(課長)： ありがとうございました。それでは、最後に5「その他」に入ります。(1)地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正について愛知県運輸支局様よりご説明お願い致します。

B 委 員： 愛知県運輸支局です。昨年11月に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正がなされたことに対し、豊山町から町に関係しそうな部分を話してほしいと依頼がありましたので、説明させていただきます。

1点目としては、豊山町では地域公共交通計画を作成していらっしゃいますが、乗合バス等の運行費補助について、「地域公共交通」と連動させるということを進めています。この計画と補助金が連動することによって、複数の市町村にまたがって運行をされている自治体は両自治体が公共交通計画を持たなくてはならないというルールになりました。

とよやまタウンバス南ルートは名古屋市さんの方で計画がないと今後該当部分が補助対象にならないということが懸念されます。実際補

助金の対象となっている路線が63系統ありますので、豊山町だけではなく県内各地でこのような事案が起こりうることでありと想定されます。

これからは、補助金も使用して運行をされていくということになると、乗り入れをしている市町村は連携してどちらも公共交通計画を作成しておく必要がありますといった改正です。

2点目としては、乗合バス及び地域銀行に関する独占禁止法の特例法についてです。これまで乗合バス事業は事業者間で、運賃等を決めてしまうとそれが談合（カルテル）ということで認められていませんでした。今回の改正で独占禁止法の特例が設けられたことで、事業者間で直接調整を行うことが可能になりましたという改正です。

副会長： この改正は豊山町も念頭において改正したものでもあります。この公共交通会議は、あおい交通さん、名鉄バスさん、名古屋市交通局さんがみえますので、これまで会議で個々の路線の話はできましたが、具体的に事業者が集まっているこの場で町の路線のことを一緒に検討することをしてしまった際にはそれが独占禁止法的にカルテルにあたることになっていました。

これからは、皆で、ダイヤや運賃を考えていこうねということがこの会議で議論できるようになります。これは共同経営といいます。豊山町のように事業者が複数あるというところでは、このようなことが出来ると思います。

会長： 私の方から少しお願いをさせていただきたいことがあります。タウンバスも通っている神明金剛地区において愛知県が広域防災拠点の整備の計画を進めております。正式に昨年12月からは補正予算もつき現在検討がなされているところです。いざというときに自衛隊等が集まってきて支援の拠点になっていくということで計画が進められています。

どのような計画になっているかといいますと、有事には防災拠点ということになりますが、平時には愛知県の消防学校と名古屋市の消防学校を統合した新しい消防学校を整備したいということと、具体的にどういう施設か決まっておりませんがスポーツ施設が整備され、このあたりが全域的に開発されるということになっています。計画としては来年度から5年間で整備を進めたいということになっています。

ここでお願いしたいことは、そうした多くの集客が図れるような施

設を整備を行っていくにあたって、利用者の脚の確保が出来るよう、あおい交通さん、名鉄バスさん、名古屋市交通局さんにはぜひ、この整備がされていくということを念頭において新しい路線を敷いていただくなどの検討をしていただきたいと思います。

司会（課長）： その他委員の皆様からはよろしいでしょうか。ありがとうございました。以上をもちまして、令和2年度第3回豊山町地域公共交通会議を閉会致します。ご協力、ありがとうございました。

（閉会）